

見積参加希望者 様

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 小型船舶操縦士免許取得等 |
| 2 履 行 場 所 | 講習会場又は機構事務所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年10月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加条件 | 履行期間までに仕様書に記載の履行内容を実施できること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は輸送による。(※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり)、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。 |
| 3) 提出期限 | 令和8年5月21日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133
電子メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp |
| 5) 担 当 者 | 経理課 林田 |
| 6) 質 問 書 | 令和8年5月14日 12:00 まで |
| 提出期限 | ※質問書の回答については、翌日17:00までにホームページ上に掲載します。 |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年5月21日16:00までとします。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

小型船舶操縦士免許取得等

仕 様 書

令和8年5月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

1. 取得等内容

本件は、二級小型船舶操縦士免許の新規取得6名、更新講習10名、失効講習4名の取得等における手続き、講習等を行うものである。

2. 履行場所

受注者の講習会場又は機構事務所（福岡県朝倉市及び大分県日田市）とする。

講習会場は、朝倉市役所から公共交通機関又は自動車を利用して1時間程度（高速道路利用可）に限る。

機構事務所で講習を行う場合、更新講習及び失効講習は福岡県朝倉市と大分県日田市で計3回実施するものとする。また、新規取得の学科講習は、福岡県朝倉市で1回実施するものとする。講習時の機材等の準備・運搬は、受注者が行うものとする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年10月31日までとする。

講習日については、担当職員と調整を行い、決定するものとする。

4. 履行範囲

履行範囲は、次のとおりとする。取得等に必要となる写真、住民票、身体検査証は、機構で準備するものとする。

免許種別	取得等内容	講習内容	受講者数	備考
二級小型操縦士免許	新規取得	学科講習・実技講習	6名	国家試験免除コース
	更新講習	学科講習	10名	
	失効講習	学科講習	4名	

5. 担当職員

担当職員とは、受注者と講習日の連絡・調整を行うものとする。

— 以 上 —